

議案第 7 号

那覇市・南風原町環境施設組合一般廃棄物処理手数料  
条例の一部を改正する条例制定について

那覇市・南風原町環境施設組合一般廃棄物処理手数料条例の  
一部を改正する条例を別紙のように制定する。

平成 25 年 11 月 27 日 提出

那覇市・南風原町環境施設組合  
管理者 翁 長 雄 志

(提案理由)

那覇・南風原クリーンセンターに搬入される一般廃棄物の処理手数料について、事業所から排出される一般廃棄物の処理手数料を現行の 10 キログラムまでごとに 90 円から 10 キログラムまでごとに 110 円に、家庭から排出される一般廃棄物の処理手数料を現行の 10 キログラムまでごとに 21 円から 10 キログラムまでごとに 60 円に改定する必要があるため、この案を提出する。

那覇市・南風原町環境施設組合一般廃棄物処理手数料条例の一部を改正する条例

那覇市・南風原町環境施設組合一般廃棄物処理手数料条例(平成18年条例第4号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表 別記]	[別表 別記]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

[改正前 別記]  
別表(第2条関係)

区分	処理手数料
那覇市又は南風原町の事業者が排出し、搬入する一般廃棄物	10キログラムまでごとに <u>90円</u>
那覇市民又は南風原町民が排出し、搬入する一般廃棄物(資源ごみを除く。)	10キログラムまでごとに <u>21円</u>

[改正後 別記]  
別表(第2条関係)

区分	処理手数料
那覇市又は南風原町の事業者が排出し、搬入する一般廃棄物	10キログラムまでごとに <u>110円</u>
那覇市民又は南風原町民が排出し、搬入する一般廃棄物(資源化物を除く。)	10キログラムまでごとに <u>60円</u>